

「週休 2 日取得モデル工事（土木工事）」  
（令和 4 年 4 月試行）  
実施要領

令和 4 年 4 月 1 日以降適用

新潟市

## 「週休2日取得モデル工事（土木工事）」（令和4年4月試行）実施要領

### 1 目的

建設産業においては担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があり、「働き方改革」が急務になっている。新潟市としては、官民一体となった建設産業の「働き方改革」が加速するよう、平成29年度から「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたところだが、更なる週休2日の浸透を図るため、「週休2日取得モデル工事」の対象を拡充し、本要領により試行する。

※1 週休2日（4週8休相当）とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

### 2 発注方式及び発注方式の概要

#### ・受注者希望Ⅰ型及び受注者希望Ⅱ型

工事着手前に受注者が週休2日に取り組む旨を発注者に協議し、4週6休～8休相当以上の現場閉所に取り組むもの。

	受注者希望Ⅰ型	受注者希望Ⅱ型
対象工事	当初設計額 <u>50,000千円以上</u> の原則すべての土木工事。	当初設計額 <u>2,500千円以上、50,000千円未満</u> の原則すべての土木工事。
補正方法	当初設計書に「 <u>4週8休相当以上</u> 」の補正を行い、契約後、週休2日に取り組む旨を発注者と協議した後、 <u>現場閉所状況に応じて設計変更により減額変更する。</u>	当初設計書では補正を行わず、契約後、週休2日に取り組む旨を発注者と協議した後、現場閉所状況に応じて設計変更により <u>増額変更する。</u>
特記仕様書	「受注者希望Ⅰ型」の特記仕様書を添付する。	「受注者希望Ⅱ型」の特記仕様書を添付する。

### 3 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下に該当する工事は、原則対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更をせずに工事目的を達成可能と判断できる場合には、「週休2日取得モデル工事」として扱い、現場閉所状況

に応じて設計変更により増額変更する。その場合、試行の流れについては受注者希望Ⅱ型に準じるが、週休2日に起因する工期変更は行わない。

(例) 現場条件(出水期間内の施工、関連工事との工程調整等)により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

#### 4 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

##### 【工事現場】

(1) 原則、対象工事現場において、完全週休2日<sup>※2</sup>を確保することとする。(なお、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。)

(2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日(4週6休相当以上)を確保するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

##### 【技術者】

(1) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日(4週8休相当)を確保するものとする。(内業のみの日は勤務日として扱う。)

#### 5 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(1) 発注時

ア 受注者希望Ⅰ型

1) 発注者は「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

##### 【4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数】

・労務費	: 1.05
・機械経費(賃料)	: 1.04
・共通仮設費率	: 1.04
・現場管理費率	: 1.06
・市場単価	: 別紙「市場単価の週休2日補正係数」による

- 2) 設計書に『週休2日取得モデル工事』（令和4年4月試行）受注者希望Ⅰ型特記仕様書」を添付する。

イ 受注者希望Ⅱ型

- 1) 発注者は「週休2日取得モデル工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- 2) 設計書に『週休2日取得モデル工事』（令和4年4月試行）受注者希望Ⅱ型特記仕様書」を添付する。

(2) 試行工事の契約後の初回打合せ

- 1) 受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。
- 2) 協議後、必要に応じて工期変更を行う。  
なお、協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

(3) 初回打合せ後～実績確認

- 1) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。  
工事現場は4週8休相当以上の計画を原則とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。技術者は、4週8休相当以上の計画とする。  
※ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう、留意すること。  
※ 「週休2日取得モデル工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。
- 2) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- 3) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- 4) 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- 5) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- 6) 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

≪【工事現場】の確認方法≫

現場閉所実施日数 (b) ≧ 実施対象期間 (a)<sup>※3</sup> から算出される現場閉所日<sup>※4</sup> 数  
(= 実施対象期間 (a) × 6 ~ 8 / 28)

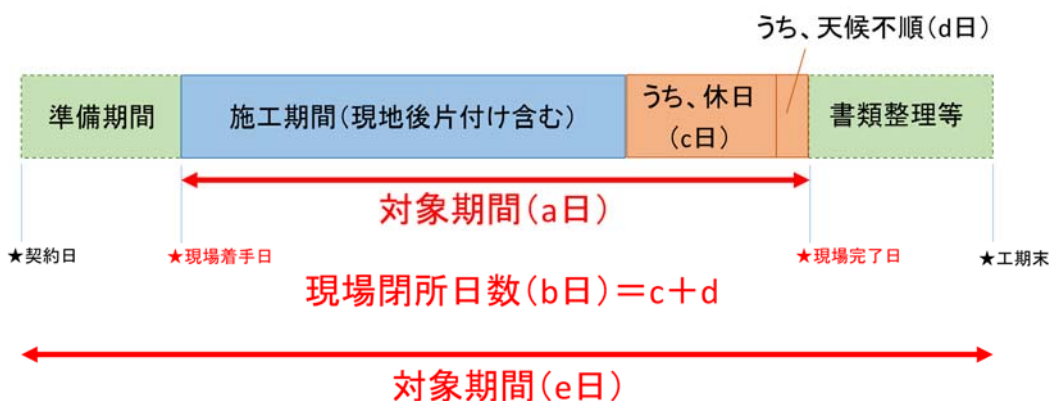
- ※3 実施対象期間 (a) とは、現場着手日<sup>※5</sup> から現場完了日<sup>※6</sup> のうち、年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等<sup>※7</sup> を除いた期間をいう。
- ※4 現場閉所日とは、土・日・祝日を問わず、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所する日をいう。
- ※5 現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- ※6 現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。
- ※7 年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等とは、年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間の他、以下の期間をいう。
  - ・工場製作のみの期間
  - ・工事事務等による不稼働期間
  - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
  - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
  - ・工事の全面中止期間
  - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

≪【技術者】の確認方法≫

対象者休日取得日数 ≧ 実施対象期間 (e)<sup>※8</sup> から算出される対象者休日日数  
(= 実施対象期間 (e) × 8 / 28)

- ※8 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末のうち、年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等<sup>※7</sup> を除いた期間をいう。

≪参考イメージ≫



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(4) 設計変更

工事現場の閉所状況に応じた標準単価を計上するとともに、以下の表に基づき、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に補正係数を乗じる。現場閉所が4週6休相当未満の場合、及び協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、補正を行わない（受注者希望Ⅰ型の場合は減額変更する）

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価	別紙「市場単価の週休2日補正係数」による		

ア 受注者希望Ⅰ型

発注者が現場閉所状況を確認した結果、現場閉所が4週8休相当に満たない場合は、現場閉所状況に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率を減額変更する。

イ 受注者希望Ⅱ型

発注者は現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率を増額変更する。

(5) 竣工検査

発注者は、週休2日（4週8休相当）を取得した場合（受注者希望Ⅰ型・Ⅱ型ともに）、工事成績評定において加点評価<sup>※9</sup>するものとし、取得できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。（なお、技術者が週休2日（4週8休相当）を達成せず、工事現場のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、社会性のみを加点評価する。同様に、工事現場が週休2日（4週8休相当）を達成せず、技術者のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、創意工夫のみを加点評価する。）

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日 （4週8休相当）を達成	工事現場が週休2日 （4週8休相当）を達成	
+3点（+1.2点）	+5点（+1.0点）	+2.2点

※9 4週6休相当以上4週8休相当未満を取得した場合、加点評価の対象にはなりませんので、留意願います。

(6) 検査後

受注者は、実施の有無に係らず、様式（アンケート）を入力し、監督員に電子データを提出する。